

友好町大空町との交流事業

10月9日から11日までの3日間の日程で、友好町である北海道大空町との交流事業が行われました。
 例年テーマを掲げて事業を行ってきましたが、今年度は両町共に誕生10周年を迎えることから、お互いの10周年記念イベントに参加することをテーマとし、8人の大空町訪問団を氷川町誕生10周年記念式典にお迎えしました。
 式典では、氷川町からイ草のタペストリーが、また大空町からステンドグラスが贈られ、誕生10周年の節目を共に祝いました。



▲立神峡にて 交流団の皆さん

また期間中、道の駅「竜北」での特産品の販売や、梨やみかんの収穫体験などを行い、北海道とは異なる氷川町の環境や文化・農産物などを改めて感じてもらいながら、多くの人との交流を深められました。
 今後も交流の輪がさらに広がるように、この交流事業を継続して、交流を深めてまいります。



▲道の駅「竜北」での特産品販売



▲梨の収穫体験

水銀体温計・水銀血圧計を回収します

平成25年10月、熊本市・水俣市で開催された国際会議において「水銀に関する水俣条約」が採択されました。

この条約は、水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指すものです。

熊本県では「水銀フリー熊本宣言」を行い、できるだけ水銀を使用しない社会づくりに取り組んでいます。

そこで、ご家庭に眠る水銀を含む製品からの、事故などによる水銀の流出による環境汚染を防止するため、県内全域において、水銀体温計・水銀血圧計を回収するキャンペーンを実施します。

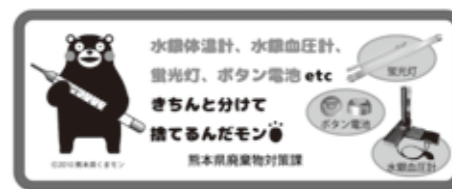
ご家庭に眠る不要な水銀体温計および水銀血圧計がありましたら、この機会にお持ちくださいますようお願いいたします。



水銀体温計・水銀血圧計の回収方法

- ◆対象品目：水銀体温計・水銀血圧計
 ※電子式のもの対象外です。
 ※事業者からの持ち込みはできません。
- ◆回収期間：12月1日(火)～28日(月)8時30分～17時
 ※回収期間以外の受け入れはできません
- ◆回収場所：町民環境課・宮原振興局総務振興課
- ◆回収方法：直接窓口にお持ちください

水銀体温計・水銀血圧計をお持ちいただいた人には、くまモンのマグネットシートを差し上げます(数に限りがあります)。



【お問い合わせ先】 町民環境課 町民環境係 ☎52-5851(直通)

水のリサイクルで住みよいまちづくり

公共下水道へ早期接続のお願い

町では、快適で住みよいまちづくりのために公共下水道整備を進めています。供用開始になりました区域については、できるだけ早く公共下水道に接続していただくようお願いいたします。

整備された下水道も、地域に居住する皆さまが積極的に活用していただければ、効果は期待できません。下水道への早期接続にご理解とご協力をお願いします。

下水道の役割について

- 家の環境が良くなります！
 水洗トイレが使えるようになり、清潔で快適に暮らせるようになります。
- 町の環境が良くなります！
 排水を水路や側溝に垂れ流さなくなるため、悪臭や蚊、ハエなどの発生を抑える効果があります。
- 川や海がきれいに！
 排水は下水処理場できれいに処理されます。

排水設備について

排水設備とは、台所・お風呂・トイレなどから公共汚水マースに接続するまでの配管などのことです。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

この排水設備の工事費については個人負担です。

- ・雨水を流すことはできません。
- ・浄化槽ですでに水洗化されているトイレも下水道に接続をお願いします。
- ・排水設備が接続され、下水道の使用が開始されると、下水道使用料が賦課されることとなります。その算定方法については、表1のとおりです。

【表1】

区分	算定方法
上水道のみを使用の場合	上水道の使用水量により算定
井戸水や地区の水道を使用の場合	井戸水や地区の水道の使用水量により算定(町がメータ器を設置します)
上記の水を併用して使用の場合	使用水量を合算して算定

接続は指定工事店で

皆さまのご家庭の台所・風呂・トイレなどの排水を公共マースへ接続するための排水設備工事は、町に登録のある指定工事店でなければなりません。排水設備工事の流れは次のとおりです。

- ① 氷川町の指定を受けた指定工事店に見積りを依頼
- ② 指定工事店と契約
- ③ 町へ『排水設備等確認申請書』を提出(指定工事店が行います)し、町の許可後に着工します
- ④ 工事完了後、『工事完了届』を提出(指定工事店が行います)

⑤ 町の担当者と施工した指定工事店の責任技術者の立会いの下、完了検査を行います。
 ※指定工事店一覧表は、建設下水道課下水道係または宮原振興局総務振興課窓口で配布しています(ホームページにも掲載しています)。詳しい内容についてはお問い合わせください。

水洗便所改造工事費等助成制度

町では、下水道への接続の普及促進を図るため、公共下水道処理区域内において、下水道への接続工事を実施される人に対し、交付要件および表2に該当する場合、助成金の交付を行います。

◎交付要件

- ・処理区域内の一般家屋の所有者またはその同意を得た使用者で町内居住者であること。
- ・町内に居住する成年者で独立の生計を営む人。
- ・町税および下水道受益者分担金を滞納していない人。
- ・下水道供用開始の日から3年以内に下水道への接続が完了された人。

【表2】

工事種別	助成金額	備考
くみ取り便所からの改造工事	8万円	—
単独浄化槽からの改造工事	4万円	—
合併浄化槽からの改造工事	3万円	補助金を受給していないもの
〃	2万円	補助金を受給しているもの

※排水設備工事を行う際に、トイレなどの改修工事部分に、住宅リフォーム促進事業の補助金交付の対象に該当する場合がありますので、詳しい内容については、商工観光課(☎62・2315)までお問い合わせください。



【お問い合わせ先】
 建設下水道課 下水道係
 ☎52・5862(直通)